1.新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等(特定)

検査の 背景

令和元年度及び2年度に実施決定された新型コロナウイルス感染症関連の以下の5対策等に係る予算は多額

- 一元年度(政府対策本部の決定において示した額。予備費を含む)
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(緊急対応策第1弾) 2年 2月13日政府決定

153億円

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(緊急対応策第2弾)2年 3月10日政府決定 4308億円
- ・ 生活不安に対応するための緊急措置 (緊急措置)

2年 3月18日政府決定

104億円

- 2年度(一般会計における各補正予算額。予備費、緊急経済対策閣議決定後に別途経費として計上した新規対策事業を含む)
 - ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(緊急経済対策)2年4月7日(4月20日に一部変更)閣議決定

1次補正 25兆5654億円 2次補正 31兆8170億円 (新規対策事業を含む)

- ・国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(2年総合経済対策)2年12月 8日閣議決定 3次補正 19兆1761億円
- 2年度に使途限定のコロナ対策予備費を創設(3次補正後9兆6500億円)するなど予備費予算も多額

検査の 状況

- 5 対策等のコロナ関連事業 (2年総合経済対策は、コロナ対策との関連性を考慮して抽出したもの) 計854事業を分析対象
- コロナ対策に関連する予算執行を**区分して管理している事業計770事業について、5対策等別、経費項目別、** 府省等別、事業別等に予算の執行状況を分析したところ、多額の繰越額や不用額が計上されている状況
- 経費項目別の分析においては、本院が事業の目的別に経費項目を設定し、**元年度から2年度末までの間を 通算した予算の執行状況を分析**

「感染症防止策」 301事業 予算総額 9兆6500億円 繰越額 3兆0084億円、不用額3587億円 「経済・雇用対策」 296事業 予算総額46兆1529億円 繰越額13兆0361億円、不用額5399億円 「国際協力」 141事業 予算総額 2813億円 繰越額 62億円、不用額 0.02億円 3事業 予算総額 7兆8792億円 繰越額 5兆2640億円、不用額 「コロナ対応臨時交付金」

- 予備費が配賦された予算科目の予算現額全体に対する執行状況を分析
 - ・予備費使用額以上の繰越額を計上していた予算科目数 元年度 9目、2年度19目
 - ・予備費使用額以上の不用額を計上していた予算科目数 元年度17目、2年度3目
- 予算現額の過半を予備費使用額が占めている予算科目(元年度16目、2年度10目)を対象に、予算が予備費 使用額から優先して執行されたと仮定して、予備費使用額に係る不用額相当額を保守的に試算したところ、 予備費使用額に係る不用額相当額が生じている予算科目数は元年度7目(計611億円)、2年度0月

所見

- 各府省等において、国民の理解と協力を得ながらコロナ対策を進めていくために、 多額の繰越額や不用額を計上している状況等について、国民に対して十分な情報提供を行うこと
- 各府省等において、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、**その原因を分析するなどして、** 適時適切な実施に努めるとともに、各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供すること

1.新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等(特定)

令和元年度及び2年度に政府が決定した新型コロナウイルス感染症に関連する対策等と予算措置との対応関係

| 年度 | 対策等名 | 対策等の主な内容 | 対策等に係る予算 |
|--------|--------------|--|--------------------------------------|
| 令和 | 緊急対応策 第1弾 | 国内感染対策の強化 65億円 水際対策の強化 34億円 帰国者等への支援 30億円 国際連携の強化等 18億円 | 153億円(うち予備費使用決定 額103億円) |
| 元年 | 緊急対応策 第2弾 | 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 2463億円 事業活動の縮小や雇用への対応 1192億円 | 4308億円(うち予備費使用決定 額2714億円) |
| 度 | 緊急措置 | 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大 104億円 国税・社会保険料の納付の猶予等 | 予備費使用決定額103億円 |
| | 緊急経済対 | 雇用の維持と事業の継続 19兆4904億円 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 1兆8096億円 官民を挙げた経済活動の回復 1兆8481億円 コロナ対策予備費 1兆5000億円 | 2年度第1次補正のうち緊急経済 対策関係経費25兆5654億円 |
| 令和 | 策 | 資金繰り対応の強化 11兆6390億円 コロナ対策予備費 10兆円 医療提供体制等の強化 2兆9892億円 感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 2兆円 持続化給付金の対応強化1兆9399億円 | 2年度第2次補正のうち 新型コロナウイルス感染症対策 |
| 2 年 | 新規対策事 業 | 家賃支援給付金の創設 2兆0241億円 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設 1710億円 | 関係経費31兆8170億円 |
| 度 | 2年総合経 済対策 | ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 11兆6765億円 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4兆3581億円 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3兆1414億円 | 2年度第3次補正のうち2年総合 経済対策関係経費19兆1761億円 |
| | 新規対策事 業 | 一時支援金 2490億円 子育て世帯生活支援特別給付金 2174億円 学生支援緊急給付金給付 531億円 | 予備費の使用決定 |

元年度分は、 **既定予算**に加えて、 **予備費**を使用決定 することで、 各対策実施予算を 手当

2年度分は、 当初予算の一部で 手当するとともに、 3次にわたる補正 予算を編成したり、 予備費を使用決定 したりすることで 各対策等実施予算 を手当

5対策等に多額 の予算を計上

- 注(1)2年度分については、一般会計の予算額のみ記載
- 注(2)「新規対策事業」は、各府省等が緊急経済対策の閣議決定以降に新たに新型コロナウイルス感染症対策関係経費を計上して実施するなどした事業

通常の予備費とは別枠で、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする、**コロナ対策予備費を創設**(図赤枠部。なお、3次補正で1兆8500億円減額)

1.新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等(特定)

5 対策等は、主に補正予算又は予備費の使用決定により新規に財源措置がなされているものの、予算執行については、補正予算成立後 又は予備費使用決定後は、予算科目ごとに当初予算等の既定の予算と一体として執行されるため、基本的に財源別に予算の執行状況を 把握できない

《本院の分析》

① 各府省等において、法令上の予算科目別の管理とは別に、一定の条件に基づき細分化するなどした事業の多くで事業別の管理が行われていたことから、これを基に特定したコロナ関連事業854事業のうち、**予算執行を区分して管理している770事業について、5対策等別、経費項目別(下表参照)、府省等別、事業別等に予算の執行状況を分析**

元年度から2年度末までの間を通算した経費項目別の予算の執行状況

(単位:事業、百万円、%)

事業 予算総額 支出済額 経費項目 繰越額 不用額 執行率 (B) 大分類 (A) (B/A)新型コロナウイルス感染症 358,770 65.1 301 9,650,003 6,282,639 3,008,436 防止策 46,152,950 32,576,855 13,036,100 539,994 経済・雇用対策 70.5 6,276 国際協力 141 281,389 275,111 97.7 新型コロナウイルス感染症 7,879,208 5,264,026 2,614,470 33.1 711 対応地方創生臨時交付金 その他 177,261 1,464,913 822,475 465,176 56.1 純計 (経費項目ごとの重複を控除) 65,416,529 42,560,298 21,779,684 1,076,390 65.0 (参考)経費項目・小分類ごとの予算執行状況(予算総額が1兆円以上の小分類項目のみ抜粋。左図の一部内訳) (単位:事業、百万円、%)

| (+ E : 3 %(E) 31 % (0) | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------|----------------------|-----|------------|------------|-----------|---------|-------|
| | 大分類 | 小分類 | 事業 | 予算総額 | 支出済額 | 繰越額 | 不用額 | 執行率 |
| | | | 数 | (a) | (b) | | | (b/a) |
| | 新型コロ ナウイル | 医療提供体制整備 等関係経費 | 121 | 6,828,941 | 4,617,856 | 2,071,125 | 139,802 | 67.6 |
| | ス感染症 防止策 | 治療薬・ワクチン 開発等関係経費 | 30 | 1,920,174 | 1,128,254 | 787,726 | 4,192 | 58.7 |
| | | 資金繰り対策等関 係経費 | 35 | 16,985,618 | 8,107,131 | 8,865,526 | 12,961 | 47.7 |
| 経済 | 経済・雇 | 中小事業者支援等 関係経費 | 32 | 13,244,860 | 10,078,683 | 3,058,566 | 107,610 | 76.0 |
| | 用対策 | 生活困窮者支援等 関係経費 | 30 | 24,236,621 | 17,626,289 | 6,257,778 | 352,553 | 72.7 |
| | | 観光業、文化芸術 事業支援等関係経 | 34 | 2,936,426 | 1,028,100 | 1,905,884 | 2,441 | 35.0 |

5対策等について、本院が経費項目別に整理して分析

多額の繰越額や不用額を計上

- ② 予備費に関しては、予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目の予算現額全体に対する執行状況について分析
 →予備費使用額以上の繰越額を計上していた予算科目数 元年度9目 2年度19目/予備費使用額以上の不用額を計上していた予算科目数 元年度17目 2年度3目
 さらに、予備費使用額が予算現額の過半を占めるもの(元年度16目、2年度10目)を対象として、予算が予備費使用額から優先して
 執行されたと仮定して、予備費使用額に係る不用額相当額が生じているか本院において保守的に試算
- →予備費使用額に係る不用額相当額が生じている予算科目数 **元年度7目611億円、**2年度該当なし

各府省等において、国民の理解と協力を得ながらコロナ対策を進めるために、**多額の繰越額や不用額を計上している状況等について、 国民に対して十分な情報提供を行うこと**、また、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、**その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努める**とともに、**各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供すること**

Copyright©2021 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.245-248を参照

2.新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援(特定)

検査の 背景

- ✓ (株)日本政策金融公庫(日本公庫)、(株)商工組合中央金庫(商工中金)、信用保証協会(協会)等は、 令和2年3月以降、政府の緊急対応策等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により 一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対する資金繰り支援として、新型コロナ特別貸付等、 民間金融機関による実質無利子・無担保の融資(ゼロゼロ融資)に係る信用保証、特別利子補給制度等 の業務を実施
- ✓ これらの資金繰り支援の実施に当たり、国は、多額の予算を措置するとともに、関係省庁は、日本公庫等に対して事業者の資金需要に迅速に対応できるように審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを累次にわたって要請

検査の 状況

- ✓ 日本公庫等による資金繰り支援の実績は、中小企業者等の事業者に対して貸付け15兆5401億円、 信用保証の保証承諾額30兆9346億円、利子補給1451億円
- ✓ 国の財政援助は、貸付け(財政融資資金14兆7092億円、出資金2兆7269億円)、信用保証等(出資金 1兆4120億円、補助金2兆398億円)、利子補給(補助金1兆8497億円)
- ✓ 新型コロナ特別貸付等の実績は、貸付残高の規模が大きくなっており、貸付件数が著しく増加
- ✓ 日本公庫及び商工中金は、貸付けの決定を迅速に行うために一時的な緩和措置を設けて、必要に応じて、 貸付申込先に対する書類徴求の簡素化及び貸付申込先の店舗等に対する実地調査の省略を可能とした
- ✓ 新型コロナ特別貸付等について、2年度末時点で返済開始時期が到来していないものが相当程度あった
- ✓ 信用保証について、ゼロゼロ融資の貸付実行日・据置期間から推測した返済開始時期は、3年度以降に 到来予定のものが全体の63.4%となっており、2年度末時点で到来していないものが相当程度あった

所見

- ▼ 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等に係る貸付件数が著しく増加していること、 新型コロナ特別貸付等の実施に当たっては、審査手続等に係る一時的な緩和措置を設けてこれを必要に 応じて適用するなど通常と異なる実施方法及び実施体制により貸付けを行っていることなどを踏まえて、 引き続き効率的かつ適切な貸付申込先の状況把握に努めること
- ✓ 日本公庫及び商工中金において、返済開始時期が到来していない貸付債権が相当程度あることなどを 踏まえて、引き続き効率的かつ適切な債務者の状況把握に努めること
- ✓ 中小企業庁において、返済開始時期が到来していないゼロゼロ融資が相当程度あることなどを踏まえて、協会から適時に報告を受けたり、協会における民間金融機関と連携した債務者の状況把握の実施状況に留意したりするなどして、協会への監督等を適宜行うこと

2.新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援(特定)

- (株)日本政策金融公庫(日本公庫)、(株)商工組合中央金庫(商工中金)、 信用保証協会(協会)、(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)等は、 令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により 一時的に業況悪化を来している**中小企業者等に対する資金繰りを支援**
- 国は、多額の予算を措置し、日本公庫等に対して、事業者の資金需要に迅速 に対応できるように審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを要請

<日本公庫等による中小企業者等に対する資金繰り支援の実績>

| 貸付け | 信用保証 | 利子補給 | 新型コロ |
|-----------|-----------|--------|------|
| 15兆5401億円 | 30兆9346億円 | 1451億円 | の融資 |



新型コロナ特別貸付等、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資(ゼロゼロ融資)に係る信用保証、特別利子補給制度等

国の財政援助の状況

日本公庫等が実施する**資金繰り支援の財源には**、それぞれの機関の自己財源のほか、 財政投融資計画に基づく財政融資資金・国からの出資金・補助金等が充てられている

出資金等の状況と資金の流れ 信用保証 貸付け 出資金 出資金 沖縄公庫 🍱 日本公庫 ▲▲内閣府 309億円 1兆4120億円 ₩財務省 出資金 財務省 1兆7650億円 補助金 連合会 日本公庫 協会 1兆2455億円 基金 国民一般向け業務勘定 416億円 厚牛労働省 保証料補助金 補助金 7943億円 7942億円 利子補給 日本公庫 出資金 8651億円 中小企業者向け融資・ **証券化支援保証業務勘定** 利子補給金 中小企業庁 32億円 商工中金 日本公庫 利子補給 出資金 利子補給金 中小企業庁 242億円 0.09億円 政投銀 補助金 利子補給助成金 資本金 中小機構 1兆5127億円 663億円 都道府県等 特別利子 基金 補助金 中小機構 補給助成金 事業者 3370億円 758億円 基金

国の財政援助

- ・日本公庫等の財政融資資金から の借入れ、14兆7092億円
- ・新型コロナ特別貸付及び 中小企業者向け危機対応貸付け に係る出資金 2兆7269億円
- ・信用保証等に係る国の財政援助 出資金 1兆4120億円 補助金 2兆 398億円
- ・利子補給に係る国の補助金 貸付け等関連 3370億円 信用保証等関連 1兆5127億円

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.249-254を参照

2.新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する 資金繰り支援(特定)

日本公庫等が中小企業者等に対して実施している新型コロナ関連資金繰り支援の状況

日本公庫等の新型コロナ特別貸付等の貸付実績は 3年3月までの累計15兆5401億円 (927,567件) 貸付残高の規模が大きく、貸付件数が著しく増加

| 主な貸付け | 3年3月までの累計 貸付実績(件数) | 2年度末貸付残高 (件数) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 日本公庫の新型コロナ特別 | 8兆4445億円 | 7兆9602億円 |
| 貸付(国民生活事業) | (776,332件) | (742,237件) |
| 日本公庫の新型コロナ特別 | 3兆8272億円 | 3兆6815億円 |
| 貸付(中小企業事業) | (46,437件) | (47,005件) |
| 商工中金の危機対応貸付け | 2兆1570億円 (32,330件) | 1兆9417億円 (30,918件) |

審査の簡素化・迅速化に係る取組等の状況

日本公庫及び商工中金は、**貸付けの決定を迅速に** 行うために一時的な緩和措置を設けて、必要に応じて 貸付申込先に対する書類徴求の簡素化等を可能とし、 貸付申込件数が増加するなどした支店に対して応援 要員の派遣を行うなどしていた

返済開始時期の状況

3年度以降に返還開始時期が到来する予定の貸付件数及び全体に占める割合

| 日本公庫の新型コロナ特別貸付(国民生活事業) | 518,808件(66.8%) |
|------------------------|-----------------|
| 日本公庫の新型コロナ特別貸付(中小企業事業) | 34,968件(75.3%) |
| 商工中金の中小企業者向け危機対応貸付け | 25,643件(79.3%) |

2年度末時点で返済 開始時期が到来して いないものが相当程度

リスク管理債権及び貸倒引当金への影響の状況

日本公庫等の2年度末におけるリスク管理債権及び貸倒引当金の状況 (元年度対比)

| | リスク管理債権 | 貸倒引当金 |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 日本公庫(国民生活事業) | 5101億円 (139億円減) | 2825億円 (1647億円増) |
| 日本公庫(中小企業事業) | 7948億円 (2687億円増) | 4741億円 (1718億円増) |
| 商工中金 | 3272億円 (98億円減) | 1800億円 (28億円増) |

協会の民間金融機関の貸付けに対する信用保証等

協会

信用保証

民間金融機関

貸付け

ゼロゼロ融資の開始等によって保証申込件数が大幅に増加したことにより、2年度の保証承諾及び保証債務 残高は前年度より大幅に増加。ゼロゼロ融資について、貸付実行日及び据置期間から推測した返済開始時期 の状況をみると、2年度末時点で返済開始時期が到来していないものが相当程度(全体の63.4%)あった 協会の民間金融機関の貸付けに対する信用保証等の保証債務残高も増加(2年度末:41兆9816億円)

所見

- 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等の貸付件数が著しく増加していること、審査手続等に係る一時的な 緩和措置を設けて必要に応じて適用するなど通常と異なる実施方法・体制によっていることなどを踏まえて、**引き続き効率的** かつ適切な貸付申込先の状況把握に努めること
- 日本公庫及び商工中金において、返済開始時期が到来していない貸付債権が相当程度あることなどを踏まえて、引き続き効率的 かつ適切な債務者の状況把握に努めること
- 中小企業庁において、返済開始時期が到来していないゼロゼロ融資が相当程度あることなどを踏まえて、 協会から適時に報告を受けたり、協会における民間金融機関と連携した債務者の状況把握の実施状況に留意したりするなどして、 協会への監督等を適宜行うこと

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.249-254を参照

Copyright©2021 Board of Audit of Japan



3.布製マスク配布事業の実施状況等 (特定)

検査の 背景 ✓ 布製マスク配布事業は、

政府が令和2年2月以降に定めた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」等に基づく措置として、マスク等の品薄状態に対処するために**再利用可能な布製マスクを国が一括して購入し、配布**する事業

✓ 布製マスク配布事業を配布対象別に整理すると、

厚生労働省: 国内の全世帯への布製マスクの配布事業(全戸向け配布事業)、

介護施設等の利用者及び職員への布製マスクの配布事業(介護施設等向け配布事業)、

妊婦への布製マスクの配布事業(妊婦向け配布事業)

文部科学省:学校の児童生徒及び教職員への布製マスクの配布事業(学校向け配布事業)

▼ 厚生労働省は、妊婦向け配布事業において、2年4月14日から布製マスクの配布を始めたが、 配布した布製マスクの中に汚れの付着等の問題のあるものが含まれているとの報告を受けるなどしたため、 厚生労働省は同年4月16日頃に、文部科学省は同年4月20日頃に布製マスクの配布作業を中断(不良品問題)

検査の 状況

✓ 厚生労働、文部科学両省は、2年3月から6月までの間に、 布製マスクの調達契約を計442億6338万円(計3億1811万枚)で締結

需給がひっ迫するマスクを大量かつ早期に確保するためなど、緊急であることを理由に全て随意契約

- ✓ 厚生労働省は仕様書を作成しておらず、布製マスクの大きさ、品質基準等を書類上明確にしていなかった 文部科学省は仕様書を作成していたが、ホルムアルデヒドが検出基準以下であることしか示していなかった
- ✓ 不良品問題に関して、厚生労働省では、妊婦向け布製マスクの状況について、

配布した49万枚のうち6万枚(12.5%)が髪の毛の混入等の不良品と疑われるものとして635市町村から報告

✓ 厚生労働、文部科学両省は、布製マスクの調達契約の締結に当たり、

不良品が発生した場合の措置について定めるなどしていなかったため、事後的な不良品対応を行う必要が生じた

✓ 厚生労働省は、令和3年3月末現在で、計8272万枚の布製マスクを在庫として保管 2年8月から3年3月までの間の保管(含 配送)費用 6億96万円

所見

Copyright©2021 Board of Audit of Japan

- ✓ マスク等の衛生用品の今後の調達については、厚生労働、文部科学両省は、
 - ·緊急時であっても、公的規格等を準用するなどして、品質基準等を明確に定めた仕様書を作成
 - ・契約の締結に当たり、契約条項で**不良品が発生した場合の措置について定める**など
- ・ 布製マスクの在庫について、厚生労働省は、その有効活用を図って保管等費用の節減に努めつつ、 売払い、譲与等も考慮に入れた対応を検討

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.255-260を参照

3.布製マスク配布事業の実施状況等(特定)

布製マスク配布事業の概要

| 事業名 | 所管 | 配布対象 | 予定配布時期 | 当初予定配布枚数 | 配布方法 |
|--------------|-----|---------|---------------------|------------------|--------------------------|
| 全戸向け 配布事業 | | 国内の全世帯 | 令和 2年4月中旬から5月末まで | 1住所当たり2枚 | 各世帯に直接配布 |
| 介護施設等 | 厚 生 | 介護施設等の | 2年3月末 | 1人につき1枚 | 原則として介護施設等に配布 |
| 句け配布事業 | | | 2年4月から9月まで | 1人につき 1月当たり1枚 | 介護施設等が利用者・職員に配布 |
| 妊婦向け 配布事業 | | 妊婦 | 2年4月から9月まで | 1人につき 1月当たり2枚 | 原則として市町村に配布 市町村が妊婦に配布 |
| 学校向け | 文 部 | 学校の児童生徒 | 2年4月中と | 1人につき | 原則として学校に配布 |
| 配布事業 | 科学省 | ・教職員 | 5月以降の2回 | 1回当たり1枚 | 学校が児童生徒・教職員に配布 |

検査の状況

【調達契約】

〈厚生労働省〉17社、支払額399億7849万円(2億8741万枚)

< 文部科学省 > 3社 、 同 42億8488万円 (3070万枚)

需給がひっ迫するマスクを大量かつ早期に確保するためなど緊急であることから 全て随意契約

→統計資料による**家庭用マスクの生産量及び在庫量の状況**からすると、 当時マスクの需給がひっ迫していた状況が見受けられた

【マスク1枚当たりの平均単価】

| | | 支払額の計 | 調達枚数の計 | 1枚当たりの |
|----|------------|------------|---------|--------|
| 契約 | 主刀火力 0土 廿日 | (円) | (枚) | 平均単価 |
| | 契約時期 | | | (円/枚) |
| | | А | В | A/B |
| | 令和2年 | 31億3555万 | 2219万 | 141.24 |
| , | 3月 | 311思333377 | 2219/J | 141.24 |
| | 4月 | 143億0335万 | 1億0065万 | 142.10 |
| | 5月 | 184億4772万 | 1億3404万 | 137.62 |
| | 6月 | 83億7674万 | 6122万 | 136.81 |
| | 計 | 442億6338万 | 3億1811万 | 139.14 |
| | | | | |





3.布製マスク配布事業の実施状況等(特定)

検査の状況(1)

【布製マスクの調達契約に係る仕様等】

· 厚生労働省:

仕様書を作成しておらず、布製マスクの大きさ、品質基準等を書類上明確にしていなかった

· 文部科学省:

仕様書を作成していたが、ホルムアルデヒドが検出基準以下であることしか示していなかった

厚生労働省は、事前に業者から提出させたサンプルに基づき9.5cm×13.5cmの大きさが妥当と判断し調達 →平型の布製マスクは、主に家庭用として販売されており、大人用の多くは9.5cm×13.5cmの大きさであった

検査の状況②

【不良品問題発生後の検品等契約】

- ・厚生労働省は、妊婦向け布製マスクの状況について、 配布した49万枚のうち6万枚(12.5%)が、髪の毛の混入等の不良品と疑われるものとして 635市町村から報告を受け、配布を一時中断、回収
- ・厚生労働、文部科学両省は、納入業者による検品とは別に、2年4月に検品等業務に係る契約を (株) 宮岡と締結(費用計7億75万円)
- ・厚生労働省:良品とならなかった1089万枚のうち168万枚

文部科学省: 良品とならなかった18万枚のうち8,223枚

- →納入業者の負担において補修、交換等を行わせることができなかった
- ・なお、両省と興和(株)の布製マスクの調達契約について、納入後の瑕疵担保責任を追及しないことを同社が申出
 - →両省は、迅速に布製マスクを調達することを優先するとして、当該申出を了解
 - →両省によれば、同社が納入した布製マスクで発生した不良品の中には、隠れた瑕疵に該当するものなどはなく、 全て同社の負担において交換等の対応が執られた

所見①

厚生労働、文部科学両省は、 マスク等の衛生用品について、 衛牛上、その品質基準を明確に 定めて調達する必要があること から、緊急時であっても、 公的規格等を準用するなどして、 品質基準等を明確に定めた 什様書を作成

所見②

厚生労働、文部科学両省は、 契約の締結に当たり、

不良品が発生した場合には 納入業者の責任と費用負担により 補修、交換その他必要な措置を

契約条項の中で、

講ずるなど、

不良品が発生した場合の措置 について定めるなど



3.布製マスク配布事業の実施状況等(特定)

検査の状況③

【布製マスクの調達枚数、在庫数等】

| 所管 | 事業名 | 調達枚数(枚) | 在庫数(枚) | 配布及び保管の状況 |
|--------|--------------|---------|--------|---|
| | 全戸向け 配布事業 | 1億3004万 | 405万 | ・令和2年4月17日から6月20日までの間に1億2183万枚配布等・空き家と確認できた箇所には配布しないなど→405万枚を在庫として保管 |
| 厚生労働省 | 介護施設等向け配布事業 | 1億5736万 | 7866万 | ・2年3月26日から5月31日までの間等、2回に分けて計6062万枚配布 ・2年7月頃、マスクの流通がおおむね回復してきているとの関係団体等へのヒアリングを踏まえて、同年7月末に一律配布を取りやめ ・同年8月から3年3月までの間に配布希望の介護施設等のみに計1049万枚配布 →希望が少なかったことから在庫が発生 |
| | 妊婦向け 配布事業 | | | ・1回目(2年4月14日から4月30日までの間)として49万枚配布 ・2回目から4回目までの配布は、市町村から必要枚数を 報告させた上で、希望する枚数を原則配布とし、 計639万枚配布 →希望が少なかったことから在庫が発生 |
| | 計 | 2億8741万 | 8272万 | |
| 文部 科学省 | 学校向け 配布事業 | 3070万 | 約8000 | ・2年4月11日から6月15日までの間等、2回に分けて 計3072万枚配布等 (宛先不明で返送されたものは別の学校に配布等) |

- ・厚生労働省分として、**計8272万枚**の在庫が発生(調達した2億8741万枚に占める割合28.7%)
- ・同省が、2年8月から3年3月までの間に在庫を保管するための 保管(含配送)費用計6億96万円

物品の管理

物品管理法

・供用及び処分をすることが できない物品については、 不用の決定の上、売払い などが可能

物品の無償貸付及び譲与等 に関する法律

• 牛活必需品、医薬品、 衛牛材料及びその他の 救じゅつ品を災害による 被害者その他の者で 応急救助を要するものに 対し譲渡するときなどは、 物品を国以外のものに 譲与可能

所見③

布製マスクの在庫について、 厚生労働省は、 その有効活用を図って 保管等費用の節減に努めつつ、

考慮に入れた対応を検討

売払い、譲与等も

検査の 背黒

- 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等への対応として、事業主が支払った 休業手当相当額を対象として助成を行う雇用調整助成金の助成率引上げ(解雇等行わない場合10/10) や休業規模等の要件緩和等の各種特例(コロナ特例)を導入。雇用保険被保険者以外の労働者も措置 の対象とするため、緊急雇用安定助成金を創設(2つの助成金を合わせて雇用調整助成金等)
- 休業していながら休業手当が支給されない労働者を救済する休業支援金・給付金制度を創設

検査の 状況

- 令和2年度の雇用調整助成金等の支出済歳出額は3兆1904億4191万円
- ✓ 一般会計から多額の支出(9613億8496万円)が行われたほか、雇用安定資金の残高の減少や、 失業等給付のための積立金からの借入れにより、雇用保険財政がひっ迫
- 雇用調整助成金等の支給申請に係る情報の遡及登録を可能にするためのハローワークシステムの改修 は完了していたが、追加された機能の活用見込みや溯及登録の完了見込みを得られていなかった
- 厚生労働省による今後の事後確認において留意すべきリスクの所在は以下のとおり
 - ・雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなど、事実と異なる雇用調整助成金等の支給申請を 行うなどして、雇用調整助成金等計9673万円を不正に受給している事態等
 - ・同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せ を行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態
- 雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態(超過額計11億9929万円)が生じていて、 当該上回る部分については休業手当の支払額に対する助成としての役割に沿ったものとなっていない

所見

- **雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワークシステムへの溯及登録**を今後実施する場合に は、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施
- ✓ 雇用調整助成金等の支給の妥当性等の確認を今後実施するに当たり、不正受給の事態を解明する過程 で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、事後確認に活用する方策を検討等
- 同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを 行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態への対応方策を検討
- 休業手当相当額の算定方法を改めることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を 上回る事態が極力生ずることのないよう、**雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討**

支出済歳出額(令和2年度)

<事業主に対する支給>

• 雇用調整助成金: 2兆9797億6947万円

• 緊急雇用安定助成金:2106億7243万円

⇒雇用調整助成金等(上記2つの助成金) 計3兆1904億4191万円

<労働者に対する支給>

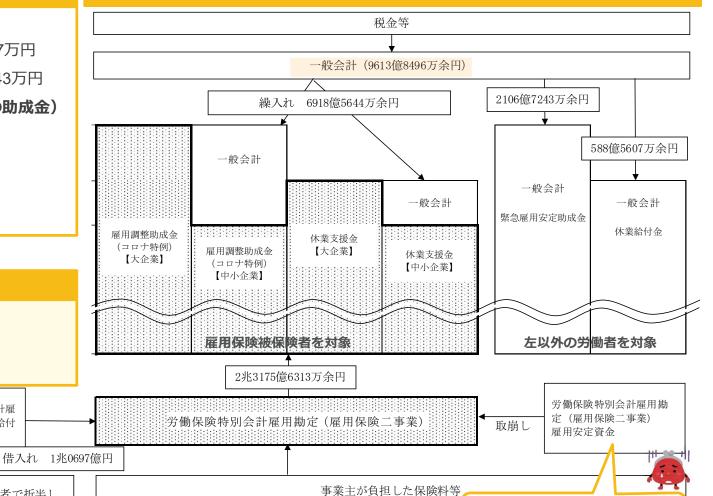
• 休業支援金: 296億5010万円

• 休業給付金:588億5607万円

財源の状況(令和2年度)

- 一般会計から多額の支出 (9613億8496万円)
- ・ 雇用保険財政のひつ迫 🦲

雇用調整助成金等及び休業支援金・給付金に係る財源の状況(令和2年度決算)



雇用安定資金の残高

1兆3890億円(元年度末)

積立金の残高

4兆4132億円(元年度末)→2兆1422億円(2年度末)

労働保険特別会計雇

用勘定(失業等給付

事業主と被保険者で折半し

等)積立金

た保険料等

(2年度末) →866億円 (2年度末) 本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.261-265を参照

検査の状況

- 不正受給等に対応するためには厚生労働省による事後確認が重要
- 厚牛労働省が事後確認を今後実施する場合に留意すべきリスクの所在等について確認するため、8労働局管内の49事業主を検査



- ① 事実と異なる支給申請を行うなどして、雇用調整助成金等 計9673万円を不正受給(5事業主)
- ・雇用関係のない者を雇用関係があることとした
- ・休業の実態がないのに休業を行ったこととした
- ・休業手当を支払った事実がないのに支払ったこととした 等
- ② 同一期間に同一の労働者が行った休業等に対して重複して 雇用調整助成金等を支給



- ③ 労働者の教育訓練に支給される雇用調整助成金について、自宅等 での自習形式の教育訓練の実施日数延べ30.041人日のうち6.158 人日分で、**支給申請内容と確認書類とが不適合**(1事業主)
- ④ 同一人物が複数の会社で休業対象者となるように会社間で 組合せを行っていたと思料される事態(模式図)



- ✓ ①について、不正受給の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、 事後確認に活用する方策について検討すること
- ✓ ②について、二重支給を認識した上で事後確認を行うこと
- ✓ ③について、事後確認の一環として、支給申請の内容と確認書類との照合等を行って実施状況を十分に確認すること
- ✓ ④の事態への対応方策を検討すること



支給申請に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録

- ・ ハローワークシステムに備えられている機能を用いて、 支給申請に係る情報を入力
- コロナ特例の下において、雇用調整助成金等の支給を迅速 に行うため、**入力された支給申請に係る情報は限定的**
- 一方、厚生労働省は、これまで入力されていない項目の 遡及登録を可能にするためのシステムの改修契約を 契約金額9894万円で締結。令和3年3月31日に改修完了



遡及登録の状況(令和3年7月時点)

厚生労働省は、雇用調整助成金等の申請件数が高止まり している状況にある中で、遡及登録を開始することができる 時期の見通しは立たないとしていて、**改修契約により追加** された機能の活用見込みや改修の目的である遡及登録の 完了見込みを得るには至っていない

雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワーク システムへの遡及登録を今後実施する場合には、費用や 期間等を勘案の上、**適切に計画を立案して実施**すること

雇用調整助成金に係る支給額の算定方法

支給額

=休業手当相当額×助成率×休業等を行った延べ人日数



コロナ特例による助成率引上げなどにより、以下の事態

雇用調整助成金の支給額 > 休業手当の支払額 (休業手当相当額×助成率(3/4~10/10)×人日数)

休業手当の日額単価の 超過率12.8%~94.3%

労働局

37事業主において、超過額計11億9929万円

所

一部の事業主において、コロナ特例により

雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態 が現に生じていて、当該上回る部分は休業手当の支払額に 対する助成としての役割に沿ったものとなっていないと 認められることから、休業手当相当額の算定方法を改める ことなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の 支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、

雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討すること



5.サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)(特定) 農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

検査の 背景

- ◆ 令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光需要等が大きく減少
- ✓ 政府は、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に 消費を喚起し、また、商店街等に賑わいを回復するためのキャンペーン実施を支援するために、Go To キャンペーン事業(トラベル事業、イート事業、イベント事業、商店街事業)を実施

検査の 状況

- ✓ 2年度の予算現額2兆7470億円のうち支出済額は9431億円(執行率34.3%)。政府は、今後の事業再開を視野に、 予算の多く(1兆8039億円)を3年度に繰り越すとともに事業期間を延長
- ✓ 農林水産省は、事務局としての業務において、イート事業に係る64事業者との委託契約について、3年3月末までに変更契約を締結したとする144件のうち85件は、同年7月の会計実地検査時点においても変更契約書を未作成
- ✓ 観光庁がトラベル事務局に支払った給付金6212億円と、トラベル事務局が旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗 に支払った給付金6207億円との**差額の4億円は、3年9月末時点でもトラベル事務局が受領したまま**
- ✓ 観光庁及びトラベル事務局が審査を行ったところ、トラベル事業の対象とならない旅行商品が83件(3年6月24日時点) 旅行業者等に予約取消等の連絡をしない「ノーショー」に係る地域共通クーポン利用額は2114万円(3年3月末時点)
- ✓ 観光庁は、旅行業者等に支払った取消料対応費用について、旅行業者等から宿泊事業者や観光関連事業者に どのように配分されているかなどについて全く把握していなかった

所見

- ✓ 4省庁は、今後Go To キャンペーン事業を再開する場合には、各事業の目的に照らした効果が最大限発揮されるよう 努めたり、今後同種の事業を実施する際に備えて知見を蓄積したりなどすることに留意して、適切に事業を実施
- ・ 農林水産省は、今後イート事業と同種の事業を実施する際には、同省が事業全体を統括する業務を直接実施する ことは、委託費の抑制等の効果があり得る一方、今般、同省が行う業務が繁忙となったことなどの面も踏まえて、 業務を適正かつ効率的に実施できる実施方法及び実施体制について検討
- ✓ 観光庁は、トラベル事務局が、観光庁から受領した給付金と、旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った 給付金との差額を受領したままになっていることを踏まえて、このような場合における給付金の取扱いを定めること
- ✓ 観光庁は、旅行業者等に割り振られる給付枠、旅行代金の割引率及びトラベル事業の対象とする旅行商品の 基準・考え方を適切に設定したり、地域共通クーポンの不正使用の事態を踏まえた上での 給付金の支払の体制を整備するよう努めたりすること
- ✓ 観光庁は、旅行業者等に支払われた取消料対応費用について、影響を受けた観光関連事業者間で適切に配分 されたか把握した上で検証を行うこと

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.266-270を参照

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁 5.サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)(特定)

Go To キャンペーン事業

- ・令和2年度予算現額2兆7470億円 うち支出済額は計9431億円 (執行率34.3%)
- ・令和3年度への繰越し 計1兆8039億円

| Go To キャンペーン事業 | 令和2年度支 出済額(万円) | 執行 率 (%) | 事業全体を統括する事務局の委託先 | 再委託費 率(3年3月 末時点) |
|----------------------|-------------------|----------------|---------------------------------|------------------------|
| トラベル事業【観光庁】 | 8191億2070 | 34.6 | ツーリズム産業共同提案体(トラベル事務局) | 19.2% |
| イート事業【農林水産省】 | 1168億8551 | 46.4 | _ | _ |
| イベント事業【経済産業省】 | 67億2875 | 5.6 | 株式会社博報堂(イベント事務局) | 64.4% |
| 商店街事業 【中小企業庁】 | 3億9470 | 4.8 | ひとまちみらい商店街振興コンソーシアム (商店街事務局) | 8.6% |

Go To キャンペーン事業を実施する事務局の公募等

当初、4つの事業を1つの事務局に委託することとしていたときは、 委託費の上限額は3095億円とされており、高額ではないかなどの議論

4省庁が事業ごとに委託先を選定することとした結果、 4省庁における委託費の上限額は計2928億円(当初より166億円減※) ※農林水産省がイート事業全体を統括する事務局を設けず、



その業務を本省において行っていたことによる

【Go To Eatキャンペーン準備室の人員は、9人→最大20人まで増員)

検査の状況

農林水産省は、64事業者との委託契約 について、3年3月までに144件の 変更契約を締結したとしていたが、 事業者が多いこと、契約変更の内容及び 回数が事業者により異なることなどから 確認等に時間を要したとして、同年7月 においても144件のうち85件については、 変更契約書を作成していなかった



所

農林水産省は、今後イート事業と同種の事業を実施する際には、同省が事業全体を統括する業務を直接実施することは、 委託費を抑制できるなどの効果があり得る一方、今般、委託契約の件数が多いことなどから同省が行う業務が繁忙となった ことなどの面があることも踏まえて、**業務を適正かつ効率的に実施できる実施方法及び実施体制について検討**すること



農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁 5.サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)(特定)

給付金の支払等

観光庁は、トラベル事務局を通じて、旅行業者等及び 地域共通クーポン取扱店舗に対して給付金を支払



差額(4億円)

- トラベル事務局が受領したままになっている差額は、事務局が、 旅行者を代理して受領後、同一の旅行に係る給付金を誤って 重複申請し支払を受けたことが発覚したことによるもの
- 旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗に対して支払う見込 みがない差額は速やかに解消される必要

観光庁は、同庁がトラベル事務局に支払った給付金と、 トラベル事務局が旅行業者等及び地域共通クーポン取扱店舗 に支払った給付金との差額をトラベル事務局が受領したまま になっていることを踏まえて、このような場合における 給付金の取扱いを定めること

トラベル事業の支援対象を明確化するための明確化基準

(2年10月30日公表)

など

- ・観光を主な目的としていること
- ・旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が 通常の宿泊料金の水準を超えないこと

地域共通クーポン =

・電子のクーポンは、宿泊予定日15時以降であれば、 宿泊手続前でも利用可能 Coupon



検査の状況

- 観光庁及びトラベル事務局が審査したところ、 明確化基準に抵触するなどトラベル事業の対象とならない 旅行商品が83件(3年6月24日時点)
- 旅行業者等に予約取消等の連絡をすることなく宿泊施設に 現れない「ノーショー」であるのに、宿泊予定日に 電子のクーポンを利用するとの事態

(クーポン利用額2114万円(3年3月末時点))

観光庁は、旅行業者等に割り振られる給付枠、旅行代金 の割引率及びトラベル事業の対象とする旅行商品の **基準・考え方を適切に設定**したり、地域共通クーポンの 不正利用の事態を踏まえた上での給付金の支払の体制を 整備するよう努めたりすること

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.266-270を参照

所

所 見

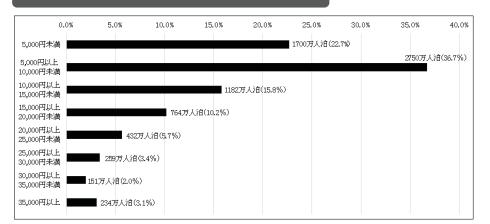
農林水産省、経済産業省、 5.サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)(特定)

宿泊割引に係る地域別、価格帯別の利用状況等(令和2年7月~12月

月別の利用人泊数

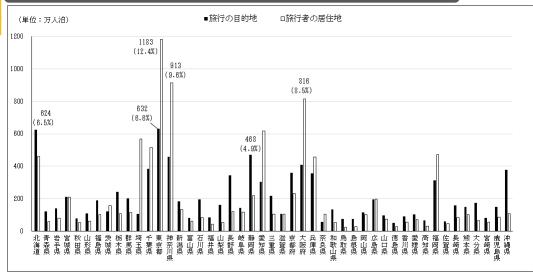


旅行代金に係る利用価格帯の分布

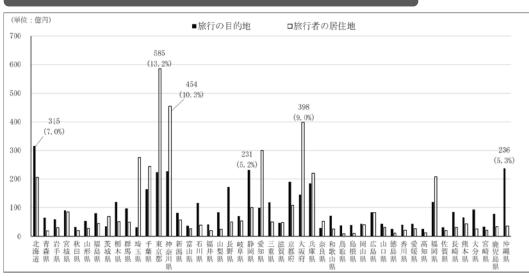


(注) トラベル事務局において、旅行業者等への支払が完了していないものを含み、データの内容を精査中の に対する割合である(図2~4)。複数の都道府県を目的地とする旅行については、初日の宿泊地が属する都道府県 を目的地とし、複数人で旅行した場合の旅行者の居住地は、代表者の居住地としている(図3、4)

旅行の目的地別及び旅行者の居住地別の利用人泊数 図3



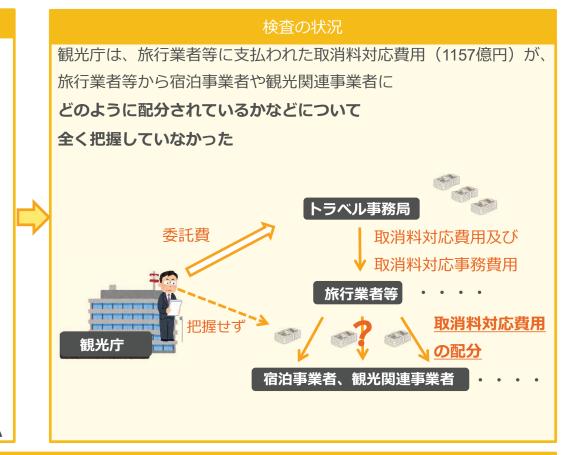
旅行の目的地別及び旅行者の居住地別の割引額



5.サービス産業消費喚起事業(Go To キャンペーン事業)(特定)

取消料対応費用の観光関連事業者間における配分

- 5都市に係る旅行、年末年始の全国に係る旅行 及び緊急事態宣言に伴う全国に係る旅行について の一時停止措置等に伴い、トラベル事務局が 3年2月から7月までに旅行業者等に対して 支払った取消料対応費用は、1157億円
- 観光庁は、上記の取消料対応費用は、 影響を受けた全ての観光関連事業者間で公平に 配分されるべきであるとして、旅行業者に対し、 宿泊事業者等への公平な配分を要請
- 観光庁は、配分作業に係る事業者間の調整等の 事務費用相当額を取消料対応事務費用として、 トラベル事務局に対して、3年3月末までに 115億円を支払 トラベル事務局は、取消料対応事務費用として、 旅行業者等に対して、3年7月までに81億円を支払



所

観光庁は、旅行業者等に支払われた取消料対応費用について、影響を受けた観光関連事業者間で公平に配分されるべきで あることに加えて、旅行業者等が行う配分作業等に伴う事務費用を支払っていることに鑑みて、

適切に配分されたか把握した上で検証を行うこと

6.持続化給付金事業の実施状況等(特定)

検査の 背景

- ✓ 中小企業庁は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に大きな影響を受けている中小企業等に対して、事業の継続を支えるなどのためとして、事業全般に広く使える持続化給付金を給付
- ✓ 中小企業庁は、給付に必要な事務について、総合評価落札方式による一般競争入札を行い、令和2年4月に (一社)サービスデザイン推進協議会(サ推協)と769億0208万円で委託契約を締結(給付金事務事業(第1次))
- ✓ 経済産業省の委託事業等の手引では、入札公告前の複数の民間事業者等からの意見聴取(事前接触)は大変重要
- ✓ 国の委託契約で受託者が再委託を行う場合は、受託者にあらかじめ再委託先の名称、業務の範囲等を書面で提出 させ、適当な場合のみ承認。給付金事務事業の委託の場合もこれに則した会計手続が必要
- ✓ 委託事業等の手引では、企画管理業務は再委託できず、再委託費率が2分の1を超える場合には、契約締結時に理由を確認

検査の 状況

- ✓ 中小企業庁は、3年3月末までに423万件、計5兆5147億4297万円を給付。申請から給付までの期間は、 2週間以内が289万件(給付件数全体の68.4%)、2週間を超えていたものが133万件(同31.6%)
- ✓ 中小企業庁は、給付金事務事業(第1次)の入札前の事前接触に際して、民間事業者とのやり取りの詳細を記録せず。 同庁から事前接触を求めたのはサ推協ほか1者で、これ以外の民間事業者からの申出による事前接触は1者のみ
- ✓ 給付金事務事業(第1次)の契約締結時の再委託費率は99.8%と他に比べて大幅に高くなっていたが、中小企業庁は、 どのような業務が再委託できない企画管理業務に該当するか文書等で具体的に整理しておらず、また、再委託の必要性 等の検討について記録がなく、確認できない状況。当該事業の事業参加者は延べ723者、その階層は最大で9次請まで
- ✓ 中小企業庁は、3年9月までに591件(給付額計5億8958万円)を不正受給と認定したが、同時点で返還金の一部又は 全部が国庫に納付されていないものは、222件(同2億2108万円)

所見

- ▼ 特定の民間事業者等と事前接触を行った場合は、公平な競争が阻害されているとの疑念を招くことのないよう、 やり取りをより詳細に記録するなどすること。また、事前に事業概要等を公表するなどして、接触を求めた 民間事業者等以外の者も同様の情報を得る機会を確保する仕組みを検討すること
- 契約締結に際して、再委託等を禁止する業務の範囲を具体的に整理するなどして、受託者がこれらの業務を再委託、 外注しようとしていないか確認すること。また、再委託費率が大幅に高くなる見込みの場合には、再委託の承認に 向けた手続を慎重に行うとともに、その結果を記録に残すなどすること。さらに、主要な業務については、発注者 である国が容易に管理できる範囲の事業参加者にとどめて実施させるような工夫をすること
- ✓ 国庫に納付されていない返還金について、不正受給者に対して返還を強く求めていくこと。また、不正受給者の認定に向けた作業を加速させるなど、不適切な給付が看過されることのないよう取り組んでいくこと

Copyright©2021 Board of Audit of Japan 🏶

6.持続化給付金事業の実施状況等(特定)

給付金事務事業(第1次)の概要、持続化給付金の給付等の状況(令和3年3月末時点)

●給付金事務事業(第1次)の概要

●給付件数、給付額:423万件、5兆5147億4297万円

契約金額 : 769億208万円

●申請から給付までの期間:2週間以内:289万件(給付件数全体の68.4%)

契約相手方: (一社) サービスデザイン推進協議会(サ推協)

2週間超 : 133万件(31.6%)

給付金事務事業(第1次)の事前接触の状況



経済産業省

令和2年6月:外部有識者による「調達等の在り方検討会」を設置 同検討会が3年1月に取りまとめた報告書において、10億円以上の委託契約 について、**事前接触に際して更なる公平性、透明性の確保**を提言

→報告書を受けて、3年1月に**手引等を改正**

不正受給の返還状況(令和3年9月末現在)

(単位:件、千円)

| 項目 時点 | 令和3年 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月末 | 9月末 |
|-------------------------|-------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| ① 不正受給の累計認定件数 | 12 | 28 | 30 | 130 | 252 | 390 | 591 |
| ② ①に係る給付額 | 12,000 | 28, 000 | 30, 000 | 129, 888 | 251, 626 | 390, 168 | 589, 586 |
| ③ ①のうち未返還件数 | 11 | 13 | 6 | 59 | 118 | 134 | 222 |
| ④ ③に係る給付額 | 11,000 | 13, 000 | 6,000 | 58, 888 | 117, 726 | 133, 530 | 221, 082 |
| ⑤ ③のうち氏名等を公表した ものの件数 | _ | _ | 2 | 5 | 5 | 13 | 31 |
| ⑥ ⑤に係る給付額 | | | 2,000 | 5, 000 | 5,000 | 12, 988 | 30, 988 |

不正受給認定件数、給付額:591件、5億8958万円

国庫に納付されていない件数、金額:222件、2億2108万円

所 見

特定の民間事業者等と事前接触を行った場合は、公平な競争が 阻害されているとの疑念を招くことのないよう、**やり取りをより** 詳細に記録するなどすること。また、事前に事業概要等を公表 するなどして、接触を求めた民間事業者等以外の者も同様の**情報 を得る機会を確保する仕組みを検討**すること

所 見

国庫に納付されていない返還金について、不正受給者に対して返還 を強く求めていくこと。また、不正受給者の認定に向けた作業を加速 させるなど、**不適切な給付が看過されることのない**よう取り組んで いくこと

6.持続化給付金事業の実施状況等(特定)

給付金事務事業(第1次)の再委託費率、実施体制の状況

委託事業の再委託手続

委託契約等の手引

受託者

再委託

再委託者

- ●企画管理業務は再委託することはできない
- ●再委託費率が2分の1を超える場合は、受託者に再委託理由を確認

再委託費率の状況

契約金額:769億208万円

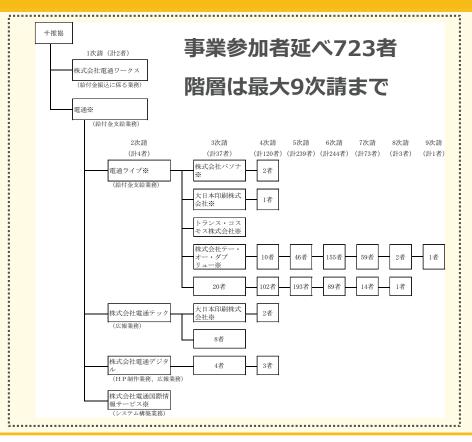
再委託金額:767億1391万円

再委託費率99.8%



再委託費率の平均:54.6% (経済産業省の他の61事業) 再委託費率が基準値の50%を大きく 超えている中、どのような業務が 再委託できない企画管理業務か整理 されておらず、また、再委託の必要 性等の検討について記録がなく、 確認できない状況

最終の履行体制



見 契約締結に際して、再委託等を禁止する業務の範囲を具体的に整理するなどして、受託者がこれらの業務を再委託、

外注しようとしていないか確認すること。また、**再委託費率が**大幅に**高くなる**見込みの場合には、再委託の承認に向けた手続を慎重 に行うとともに、その結果を記録に残すなどすること。さらに、主要な業務については、発注者である国が容易に管理できる範囲 にとどめて実施させるような工夫をすること

7.航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況 **国土交通省・3国際空港株式会社** 及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況(特定)

検査の 背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、航空需要が大幅に減少したため、**航空会社等は厳しい経営状況**
- 国土交通省は、航空・空港関連企業の収支改善等の取組を支援することにより、航空・空港関連企業の経営基盤を 強化するとともに、航空ネットワークを維持するために、令和2年10月に「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化 に向けた支援施策パッケージ」として各種支援策を取りまとめ(同年12月改定)
- ✓ 航空需要が大きく減少した場合には、自動車安全特別会計空港整備勘定の歳入額、3空港会社(成田国際空港株式会社、 新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社)の営業収益等に大きな影響

- **国土交通省は、**航空ネットワークを維持するために、3空港会社、定期航空協会等から受けた要望を踏まえたり、 3空港会社やコンセッション空港の運営権者と協議・調整を行ったりして、**支援施策パッケージとして取りまとめた** 各種支援策を実施
- 3空港会社においても、航空会社、構内営業者等の費用負担を軽減するなどのために**支援措置を決定し実施**
- 令和2年度の空港整備勘定の歳入における空港使用料収入等の決算額は、当初予算と比べて大きく減少
- **歳入減少額は1861億円**(うち本院において推計した着陸料及び停留料の減免額42億円)、歳入減少額に 2年度支払猶予額等を加えた**2年度に収納されなかった歳入額は2969億円**

検査の 状況

- 空港整備勘定では、7年度から18年度にかけて財政投融資からの借入金1178億円に係る償還によって年間100億円 程度の財源減少が生ずると見込まれることとなっていて、**今後、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合** には、収納される空港使用料等の額によっては収支が大きく変動する可能性
- 3空港会社の2年度の営業収益の決算額は、収支予算と比べて大幅に減少
- **営業収益減少額について、成田国際空港株式会社は850億円**(うち航空会社等に対する支援措置による営業収益の 減少額86億円)、中部国際空港株式会社は528億円(同8億円)、新関西国際空港株式会社は35億円
- 3空港会社では、事業費等の財源に充てるために財投機関債を発行するなどしており、将来にわたって、 それらの償還や利子負担が生ずる状況となっていたり、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合には 成田国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社については航空会社等への支援措置を継続して実施すること としていたりしていて、今後の収支は引き続き厳しい状況になる可能性

所見

国土交通省及び3空港会社においては、航空ネットワークを維持するために、**引き続き今後の航空需要の動向等を** 注視しつつ、航空・空港関連企業に対する支援策を実施する場合には、

支援策は一時的に空港整備勘定の 歳入の減少を伴うものであることなどに鑑み、**国民に分かりやすく説明**するとともに、**支援策により空港整備勘定** の歳入、3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要

7.航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況 国土交通省・3国際空港株式会社 及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況(特定)

○支援施策パッケージの実施状況等

●空港整備勘定の歳入に関係する支援策

着陸料及び停留料の減免

着陸料、停留料、航行援助施設利用料及び航空機燃料税の減免

空港使用料の支払猶予

運営権対価分割金等の支払猶予

成田会社の配当金の無配の了承

空港における行政財産の使用料等の支払猶予

●空港整備勘定の歳出に関係する支援策

コンセッション空港(※)の運営権者に対する無利子貸付け 成田会社に対する無利子貸付け

●3空港会社に関係する支援策

成田会社の配当金の無配の了承(再掲)

成田会社に対する無利子貸付け(再掲)

中部会社に対する政府保証債の発行前倒しの認可

中部会社に対する政府保証債の発行の認可

新関空会社における財政融資資金の活用

●その他の支援策

コンセッション空港(※)における空港運営事業期間の延長

コンセッション空港(※)における主な実施契約上の履行義務の緩和

新関空会社による防災機能強化施設の早期買取り

・令和3年3月から国管理空港(コンセッション空港を除く) の着陸料について、主に航空機の重量に応じて徴収する 体系から航空旅客数に応じて徴収する体系に見直すことを 前提として、2年8月から3年2月までの分については、 徴収の体系を見直した場合の軽減効果(55億円と試算)が 得られるように、国内線旅客便の着陸料及び停留料を対象に 一律45%の軽減を実施

・令和3年度について、総額1200億円規模の着陸料、停留料、 航行援助施設利用料及び航空機燃料税の減免を実施

・令和2年8月から3年1月までの分の国際線、国内線全てに係る 空港使用料の納付期限について、従来、運航月の約2か月後 に納入告知書を発行してその日から20日以内の日に設定 していたものを、納入告知書の発行日から約1年後に設定

※コンセッション空港

・・・・コンセッション方式(国等と民間事業者との間で実施契約を締結し、 当該民間事業者を運営権者として、管制業務を除く空港の運営に 係る航空系事業とターミナルビル等に係る非航空系事業を一体経営 させる方式)を導入している空港



○空港整備勘定の歳入減少額(令和2年度)(単位:百万円、%)

| 歳入科目 | | 2年度当初 予算の額 | 2年度決算の 徴収決定済額 | 歳入減少額 (A-B) | 割合 (C/A) |
|------|-----------------|---------------|------------------|-------------------|-------------|
| | | A | В | С | |
| (| 項) 空港使用料収入 | 249, 874 | 85, 753 | 164, 121 | 65. 7 |
| | (目)着陸料等収入 | 88, 184 | 21, 887 | 66, 297 | 75. 2 |
| | (目) 航行援助施設利用料収入 | 161, 689 | 63, 865 | 97, 823 | 60. 5 |
| (| 「項)一般会計より受入 | 54, 661 | 32, 661 | 22, 000 | 40. 2 |
| | 計 | 304, 535 | 118, 414 | A 186, 121 | 61. 1 |

○令和2年度に収納されなかった歳入額 (単位:百万円)

| | | | | | 令和2年度に | Ш |
|------------------|------------|----------|-----------------------------|--------------------|-------------------------------|----|
| 歳入科目 | 歳入減少額 C | 減免額 F | 航空需要減少 による歳入 減少額 G | 2年度 支払猶予額等 H | 収納されな かった歳入額 (C+H) I | |
| (項) 空港使用料収入 | 164, 121 | 4, 232 | 159, 889 | 45, 058 | 209, 179 | , |
| (目)着陸料等収入 | 66, 297 | 4, 232 | 62, 065 | 10, 562 | 76, 860 |) |
| (目) 航行援助施設利用料収入 | 97, 823 | - | 97, 823 | 34, 496 | 132, 319 | , |
| (項) 一般会計より受入 | 22,000 | _ | 22, 000 | 21, 000 | 43,000 |) |
| 計 | 186, 121 | 4, 232 | 181, 889 | 66, 058 | 252, 179 |) |
| (項)配当金収入 | | | | 7, 534 | 7, 534 | Į. |
| (項) 雑収入(一部) | | | | 37, 273 | 37, 273 | 3 |
| (目) 土地及水面貸付料 | | | | 17, 468 | 17, 468 | 3 |
| (目) 建物及物件貸付料 | | | | 1, 829 | 1,829 |) |
| (目) 公共施設等運営権対価収入 | | | | 17, 976 | 17, 976 | ; |
| 計 | | | | 44, 807 | 44, 807 | , |
| 合計 | A 186, 121 | 4, 232 | 181, 889 | B 110, 866 | C 296, 987 | , |

- 「(項)空港使用料収入」及び「(項)一般会計より受入」の令和2年度決算の額は、2年度当初予算の額と比べて大きく減少(歳入減少額:1861億円)^A
- ・このうち、2年8月から3年1月までの分の**着陸料及び停留料の** 減免額は42億円(本院による推計)



・空港使用料等の納付期限が令和2年度中から3年度以降に延長されるなどしたため、空港整備勘定の歳入において**2年度内** に収納されないことによる一時的な減少額が発生

(2年度支払猶予額等:1108億円)^B



主として新型コロナウイルス感染症の影響により2年度に収納されなかった歳入額であると 思料される額

計2969億円

このほか、空港整備勘定の令和3年度予算では、

財政投融資から1178億円の借入れを行うこととしており、

新たな利子負担が生ずることになると見込まれる。

この借入金の償還により、7年度から18年度にかけて、空港

整備勘定に年間100億円程度の財源減少が生ずると見込まれる

Copyright©2021 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和2年度決算検査報告の概要pp.275-279を参照

7.航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況 国土交诵省・3国際空港株式会社

及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況(特定)

※営業収益減少額

○成田国際空港株式会社の営業収益減少額(令和2年度) 営業収益減少額:850億円

(39.6%)

(94.2%)

(43.3%)

(48.3%)

(56.7%)

営業収益減少額 (減少率)

(C) = (A) - (B)

13, 428

33,057

5, 302

33, 270

85, 058

事業計画における単体の収支予算と、

単体決算における営業収益を比較して算出

(単位:百万円)

| | 航空需要減少によ る営業収益減少額 | 会社による 支援措置額 |
|--|----------------------|----------------|
| | 11, 313 | 2, 115 |
| | 33, 057 | _ |
| | 5, 302 | _ |

6, 493

8,608

航空会計等に対する支援措置として、着陸料、停留料、 建物貸付料、構内営業料等を減免(支援措置額:86億円)

- 令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により追加で 170億円を資金調達(社債)
- 3年度から償還期限の22年度までに**計11億円の利子負担**が 生ずる状況

中部国際空港株式会社の営業収益減少額 (令和2年度) 営業収益減少額:528億円

(単位:百万円)

26, 776

76, 449

| 科目 | 収支予算 | 決算額 | 営業収益減少額(減 | 【少率) | | |
|---------|---------|---------|-----------------|----------|----------------|----------------------|
| 71 H | (A) | (B) | (C) = (A) - (B) | | 会社による 支援措置額 | 航空需要減少によ る営業収益減少額 |
| 施設使用料収入 | 37, 864 | 13, 288 | 24, 575 | (64. 9%) | 882 | 23, 692 |
| 商品売上高 | 27, 331 | 1, 014 | 26, 316 | (96.3%) | | 26, 316 |
| その他売上高 | 2, 483 | 554 | 1, 928 | (77.6%) | _ | 1, 928 |
| 計(営業収益) | 67, 678 | 14, 858 | 52, 819 | (78.0%) | 882 | 51, 936 |

・航空会社等に対する支援措置として、建物貸付料、 構内営業料等を減免(支援措置額:8億円)

- ・令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により追加で 195億円を資金調達(財投機関債)
- ・3年度から償還期限の12年度までに**計2億円の利子負担**が 生ずる状況

○新関西国際空港株式会社の営業収益減少額 (今和2年度)

(単位:百万円)

| 科目 | 収支予算 | 決算額 | 営業収益減少額(減少率) | _ | |
|----------|---------|---------|-----------------|----------------|----------------------|
| | (A) | (B) | | 会社による 支援措置額 | 航空需要減少によ る営業収益減少額 |
| 空港事業営業収益 | 61, 227 | 59, 220 | 2, 006 (3.3%) | _ | 2,006 |
| 鉄道事業営業収益 | 4, 371 | 2, 847 | 1, 523 (34. 9%) | _ | 1, 523 |
| 計 (営業収益) | 65, 598 | 62, 068 | 3, 529 (5.4%) | _ | 3, 529 |

営業収益減少額:35億円

- ・関西、大阪両国際空港はコンセッション方式を導入、 新関西国際空港株式会社は着陸料の減免等の支援措置を 実施していないことから、支援措置額は生じていない
- ・令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により 減少した収入を補うために実施した資金調達はなかった

国土交通省及び3空港会社においては、航空ネットワークを維持するために、引き続き今後の航空需要の動向等を注視しつつ、航空・

空港関連企業に対する支援策を実施する場合には、

支援策は一時的に空港整備勘定の歳入の減少を伴うものであることなどに鑑み、

国民に分かりやすく説明するとともに、支援策により空港整備勘定の歳入、3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要



収支予算

(A)

33, 908

35, 093

12, 256

68,811

150,070

決算額

(B)

20,480

2,036

6,953

35, 541

65,012

科目

空港使用料収入

その他の収入

旅客施設使用料収入

給油施設使用料収入

計(営業収益)

8.海外SC拠出金等に係る資金管理方法(処置済)

5億1254万円(指摘金額)

海外SC 事業の 概要

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化
 - →経済産業省は、特に、アジア地域における生産の多元化等によるサプライチェーンの強靱化等を目的として、 令和2年度に日アセアン経済産業協力拠出金(海外SC拠出金)計351億6637万円を 日・アセアン経済産業協力委員会事務局(AMEICC事務局)に拠出
- ✓ 同省は、AMEICC事務局に対して海外サプライチェーン多元化等に資する設備等導入補助事業等 (海外SC事業)の執行を要請、AMEICC事務局及び同事務局の代理として拠出金等を管理する (一財)海外産業人材育成協会(AOTS)に対して、資金保全と堅確な資金管理を担保するため 信託による資金管理とすること、資金保全を優先し資金運用を行わないことを指示
- ✓ AOTSは、基金を造成するとともに、補助事業の審査、採択、補助金交付額の確定等を(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ)に委託し、日本国内の受託銀行(信託銀行)と資金管理の信託契約を締結。信託金は補助金の支払に 充てるための資金、受託銀行に対する信託報酬の支払に充てるための資金等に区分され、他の用途には使用不可

検査の 結果

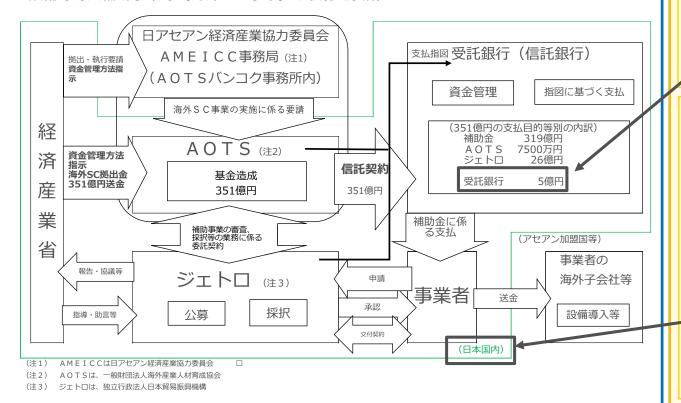
- √ 同省は、国内のサプライチェーン多元化のための補助事業(国内SC事業)について、 信託による資金管理に限定しておらず、結果として、信託以外の方法で資金を管理
 - →海外 S C 事業での**信託報酬のような金融機関に対する資金管理のための管理費の支払が生じていなかった**
- ✓ 海外SC事業においては、海外SC拠出金がAOTSの総資産額を大幅に上回る多額の資金であることなどから、万が一、AOTSの倒産や金融機関の破綻等が生じた場合を想定して信託による資金管理に限定等
 - →預金者の保護等を目的とした銀行法等の適用を受ける日本国内の金融機関で資金が管理されるとともに、 同省自らが基金の造成先である法人を選定できる状況にあることから、
 - 信託による資金管理が上記のリスクに対応可能な唯一の方法であったとは認められない
- ✓ このようなことなどから、海外SC事業について、受託銀行に対する信託報酬の支払に充てるための資金 (5億1254万円)があらかじめ区分されていて海外SC事業の事業費である補助金の交付に充てることが できていなかった事態は適切とは認められない

当局の 処置

「同省は、3年6月に、海外SC拠出金等について、AMEICC事務局及びAOTSに対して、 同年7月末までに信託契約を終了するための諸手続を速やかに行うとともに、 信託金の残高をAOTSが開設する新たな預金の口座に移管するために必要な手続を進めるよう指示文書を発出 →AOTSは、同年7月に、同省の指示に従い海外SC拠出金等に係る資金管理方法を変更

海外SC事業の概要

- ・経済産業省は、アジア地域における生産の多元化等によるサプライチェーンの強靱化等を目的 として日アセアン経済産業協力拠出金(海外SC拠出金)を拠出
- ・同省は、AMEICC事務局に対して海外サプライチェーン多元化等に資する 設備等導入補助事業等 (海外SC事業)の執行を要請



検査の結果

・経済産業省が実施する国内のサプライチェーン多元化のための補助事業 (国内SC事業)は、 信託以外の方法で資金を管理

海外S C事業での 信託報酬のような金融機関に対する 管理費の支払が生じていなかった

・海外SC事業においては、海外SC 拠出金がAOTSの総資産額を大幅に 上回る多額の資金であることなどから、 万が一、AOTSの倒産や金融機関の 破綻等が生じた場合を想定し 信託による資金管理に限定等

預金者の保護等を目的とした銀行法等の 適用を受ける**日本国内**の金融機関で資金 が管理されるとともに、

同省自らが基金の造成先である法人を 選定できる状況にあることから、

信託による資金管理が

AOTSの倒産等のリスクに対応可能な 唯一の方法であったとは認められない

経済産業省は、令和3年6月に、海外S C拠出金について、A M E I C C 事務局及びA O T S に対して、**同年7月末までに信託契約を終了するための諸手続を速やかに行う**とともに、

AOTSが開設する新たな預金先の口座に移管するために必要な手続を進めるよう指示文書を発出

AOTSは、同年7月に、**海外SC拠出金等に係る資金管理方法を変更**

9.新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の開発・保守等(処置要求)

3億8088万円(背景金額)

COCOA の概要

- ✓ 効率的な新型コロナウイルス感染症対策等のツールとして、スマートフォン向けの新型コロナウイルス接触 確認アプリ(COCOA)の導入の検討が行われ、厚生労働省が開発及びその後の保守を実施
- ✓ COCOAの開発・保守等に係る業務(COCOA業務)については、既にパーソルプロセス&テクノロジー(株) (パーソル社)と締結していた「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」(HER-SYS)の 開発・保守等に関する契約を変更して新たに追加
- ✓ 上記の契約では、納品検査に合格した納品物を受領した後において、**契約の内容に適合していない**ことを 知ったときから1年以内にその旨をパーソル社に通知した場合は、**パーソル社の責任と費用負担により修理等** を行うか、**直ちに代金の減額**を行うかのいずれかを**選択して請求**することが可能
- ✓ COCOAの主要な機能は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と一定期間内におおむね1m以内の距離で継続して15分以上の近接状態が続いた利用者(接触確認者)に対して、当該事実を通知すること(接触確認機能)
- ✓ 厚生労働省は、令和2年9月のCOCOAのバージョンアップに伴い、特定の端末で使用した場合に、接触確認者 に通知が行われていない事態(本件不具合)が発生したことを3年2月に公表

検査の 結果

- ✓ 仕様書にテストの実施に当たっての具体的な事項や受注者から報告を受けるべき内容を定めていなかったなどのため、COCOAの主要な機能である接触確認機能について、テストが適切に実施されていなかった
- ✓ 国民から幅広く意見を受けて機能等の改善を図っていくなどのため、COCOAのソースコードをソフトウェア 開発のためのウェブサイトに公開。同ウェブサイトに外部から意見等が掲載された場合の管理の方法等 について、パーソル社に対して、明確な指示を行っていなかったことなどにより、2年11月に本件不具合 に係る指摘が掲載されたことが本件不具合を発見する端緒となり得たにもかかわらず、長期間にわたり、 本件不具合の発生を認識できなかった
- ✓ 本件不具合については、パーソル社に対して、契約に基づく修理等や代金減額の請求を行っておらず、 パーソル社から適切な資料を提出させ、請求額に本件不具合に係る修理費用が含まれていないことを検証 すべきであるのに、検証することなくパーソル社の費用負担により修理が行われていると判断

要求する 処置

- ✓ 各種システムの主要な機能についてのテストが適切に実施されるよう、仕様書に定めるべきテストの実施 に当たっての具体的な事項やテストの実施状況を十分に把握するために受注者から報告を受けるべき内容 を明確に定めるとともにマニュアルの作成等により関係職員に周知徹底
- ✓ 不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理し、これを業務に生かす方法について検討し、マニュアルの作成等により関係職員に周知徹底
- ✓ 納品物が契約の内容に適合していない事態が発生した場合に、不具合に係る修理費用等の負担者を明確にするために、受注者に適切な資料を提出させて、請求額に修理費用等が含まれていないことを検証することについて、事務連絡を発出するなどして関係職員に周知徹底

9.新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の開発・保守等(処置要求)

3億8088万円(背景金額)

COCOAの概要



- ・スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥース)を利用して 人と人との接触を通知・記録するアプリケーション
- ・主要な機能は、陽性者と一定期間内におおむね1m以内の距離で継続して 15分以上の近接状態が続いたCOCOAの利用者に対して、当該事実に ついて通知すること (接触確認機能)

COCOAに係る経緯

令和2年5月 変更契約を締結してCOCOA業務を追加

> 9月 ソースコードをウェブサイトに公開 バージョンアップに伴い本件不具合発生

本件不具合に係る指摘がウェブサイトに 11月 掲載される

令和3年1月 パーソル社が本件不具合について報告

> 本件不具合を解消 2月

検査の結果

- ・厚生労働省は、仕様書にテストの実施に当たっての具体的な事項 等を一切定めていなかった
- ・厚生労働省は、ウェブサイトに掲載された意見等の管理の方法等 について、明確な指示を行っていなかった
- ①COCOAの主要な機能である接触確認機能について、**テストが** 適切に実施されていなかった
- ②掲載された指摘が本件不具合を発見する端緒になり得たのに、 長期間にわたり、本件不具合の発生を認識できなかった
- ③パーソル社からの請求額に本件不具合に係る修理費用が含まれて いないことを適切な資料を提出させて検証していなかった

要求する処置

- > テストの実施に当たっての具体的な事項等を明確に定めるとともにマニュアルの作成等により周知徹底
- ▶ 不具合等に関する指摘等を業務に生かす方法等について検討し、マニュアルの作成等により周知徹底
- ▶ 納品物が契約の内容に適合していない事態が発生した場合に、不具合に係る修理費用等の負担者を明確にする。 ために、受注者に適切な資料を提出させて、請求額に修理費用等が含まれていないことを検証することについて、 事務連絡を発出するなどして周知徹底

